

## 市場の環境変化を踏まえたNTTグループを中心とした規律の在り方

---

## 1 市場の環境変化を踏まえたNTTグループを中心とした規律の在り方

### 2 個別論点について

(1) 禁止行為規制の在り方

(2) その他NTTグループへの規律の在り方

(3) NTT東西による「サービス卸」の提供計画について

## 1 市場の環境変化を踏まえたNTTグループを中心とした規律の在り方

### 2 個別論点について

(1) 禁止行為規制の在り方

(2) その他NTTグループへの規律の在り方

(3) NTT東西による「サービス卸」の提供計画について

# 検討の全体像

## 産業

### ICT基盤の更なる普及・発展を通じた 産業の競争力強化

- 経済活性化: 様々な産業におけるICTの導入・活用による新産業・サービスや付加価値の創出・生産性向上
- 社会的課題の解決: 医療の高度化やスマートコミュニティによる省エネ化等による社会的課題の解決
- 便利な社会の実現: センサーやビッグデータを活用した渋滞緩和や周辺情報の提供等、交通システムの高度化 等

クラウド、ビッグデータ  
セキュアネットワーク 等

M2M、センサー  
IoT (Internet of Things) 等

新事業・  
新サービス

(6)利用機会が確保  
されるべきICT  
基盤の在り方

## 消費者

### ICT基盤の更なる普及・発展を通じた 利用機会の確保、安心・安全の確保

- 地域の活性化: ICT基盤の整備による地域への企業誘致、ICT利活用による生活支援
- 安心・安全の実現: 利用者がより安心して利用できるICT基盤の実現
- オリンピック・パラリンピック東京大会への対応: 公衆無線LANの利用環境整備等、訪日外国人が利用しやすいICT環境 等

光ファイバ  
4K・8K等

スマートフォン、無線LAN  
ウェアラブル端末 等

(5)利用者ニーズに適した  
多様なサービス、多様  
な料金体系の実現

(8)訪日外国人に  
とっても利用し  
やすいICT基  
盤の実現

## ICT基盤

### 固定通信

競争事業者  
設備事業者  
サービス事業者

NTT東西

- 設備シェア: 85%
- サービスシェア: 54% (固定系プロードバンド)

- 設備競争とサービス競争

(3)超高速プロードバンド  
基盤の高度化・低廉化・強靭化

設備

●光ファイバ等の貸出



(7)安心してICTを利用  
できる環境の整備



- 移動/固定の相互補完
- サービス連携の進展

(4)市場の環境変化を踏  
まえたNTTグループを  
中心とした規律の在り  
方

### 移動通信

MNO

NTT  
ドコモ

KDDI

ソフト  
バンク

MVNO

- シェア: 4%

(2)MVNOの更なる参  
入促進を通じた多彩  
なサービスの提供

- グループ化・寡占化の進展
- グループ内連携の進展

(1)グループ化・寡占化に  
対応した競争政策の  
在り方

- 無線ネットワークの貸出

# 市場の環境変化を踏まえたNTTグループを中心とした規律の在り方

## 現状と2020年代に向けた課題

- NTTグループは、平成11年の再編成後、**電気通信事業法**、**NTT法の規律**や、累次の公正競争要件を踏まえて、持株会社の下、NTT東西、NTTドコモを含む事業会社を運営している。  
直近では、NTT東西は、**平成23年の電気通信事業法等の改正**により、**競争事業者との同等性の確保のための措置**(設備部門と営業部門との隔離等)等が実施された(実施状況は、毎年、報告書を公表)。
- 近年のサービスの動向を見ると、固定通信と移動通信等のサービス連携・電波利用の連携、垂直統合型のサービスの進展のほか、今後は通信サービスとあらゆる分野との連携が見込まれる等、**これまでの市場の枠組みを超えた新たな動向がみられる**。
- また、直近のデータでは、NTT東西の**FTTH契約数のシェアは71.4%**(固定系ブロードバンドサービス契約数のシェアは54.3%)、NTTドコモの**携帯電話の契約数のシェアは減少しているものの、44.1%**(携帯電話・PHS・BWA契約数のシェアは40.6%) (いずれも平成25年12月末)といずれもNTTグループのシェアは首位となっている。
- こうした状況を踏まえ、2020年代に向けて、公正競争の一層の徹底とイノベーション促進の観点から、**市場の環境変化に対応した禁止行為規制、その他NTTグループへの規律の在り方についての検討が必要となる**。



- (1) 公正競争の一層の徹底と、イノベーション促進の双方の観点を踏まえつつ、**NTT東西、ドコモに課している禁止行為規制の在り方**についてどう考えるべきか。
- (2) その他**NTTグループへの規律の在り方**についてどう考えるべきか。
- (3) NTT東西による「サービス卸」の提供計画についてどう考えるべきか。 ※平成26年5月13日公表

# NTTの組織(経営形態)の変遷



# 電気通信事業法令の変遷

- 一般的な事業者に対しては、自由で多様な事業展開を可能とするため、参入規制、料金規制等について規制緩和を実施するとともに、消費者保護ルールを整備。
- 主要なネットワークを保有するNTT東西や携帯電話事業者に対しては、そのネットワークを利用する事業者が公平な条件等でサービスを提供できるよう、非対称規制等の公正競争ルールを整備。

独占から  
競争へ

公正競争ルールの整備

事前規制から  
事後規制へ

市場の環境変化  
への対応

1985年～

1997年～

2001年～

2004年～

2010年～

## 競争原理の導入

- 電気通信事業法の施行
- 電電公社の民営化(NTT設立)

## NTTの在り方見直し

- NTTの再編成(99年)

## 非対称規制の導入

- 接続ルールの制度化(固定通信)

## 参入規制の緩和

- 需給調整条項の撤廃
- 外資規制の原則撤廃(98年)

## 業務規制の緩和

- 料金認可制を届出制に(98年)

## 非対称規制の拡充等

- 接続ルールの制度化(移動通信)
- 禁止行為※規制の導入
 

※ 特定の電気通信事業者に対する不当に優先的又は不利な取り扱いの禁止 等
- NTT東西の業務範囲柔軟化
- ユニバーサルサービス制度の創設(02年)
- 紛争処理委員会の創設

## 参入規制の緩和

- 参入許可制の廃止  
→登録/届出制に

## 業務規制の原則廃止

- 料金・約款規制の原則廃止

## 消費者の権利保障

- 提供条件の説明義務化等

## モバイル化等への対応

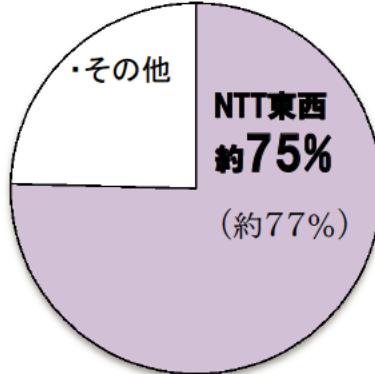
- 接続会計(移動通信)の導入
- 紛争処理機能の拡充

## NTT東西と競争事業者の同等性確保等

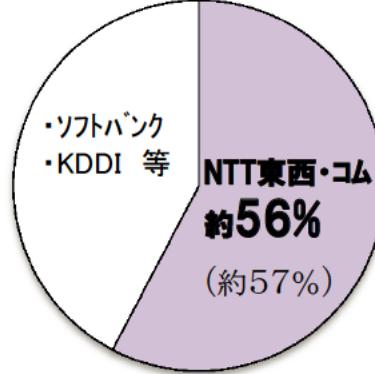
- NTT東西の機能分離(11年)
- NTT東西の業務委託子会社に対する監督義務化(11年)
- NTT東西の業務規制手続の緩和(11年)

# サービス別契約数等シェア(2013年12月末)

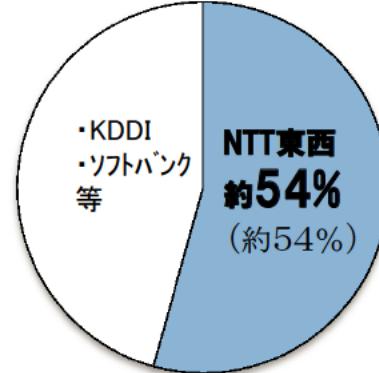
## [固定電話]



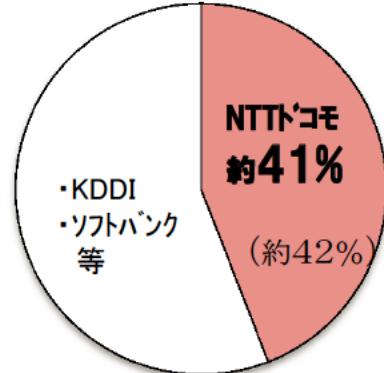
## [IP電話]



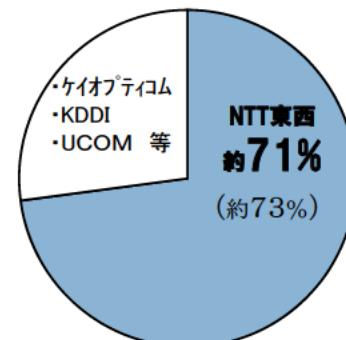
## [固定プロードバンド]



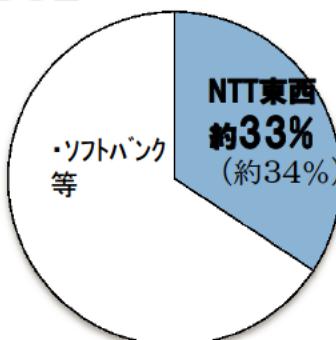
## [携帯電話・PHS・ BWA]



### FTTH

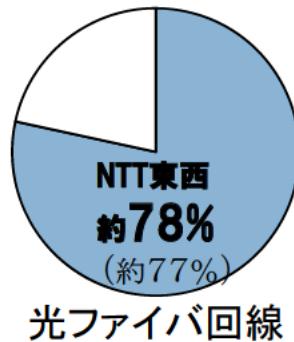
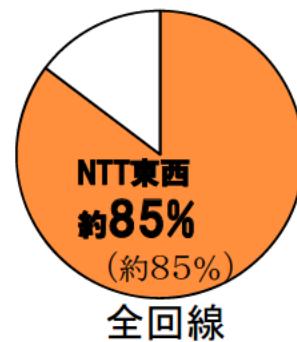
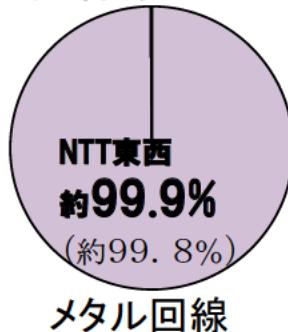


### DSL



※ ( )内は2013年3月末時点の数字

## <参考:回線数シェア(2013年3月末)>



※ ( )内は2012年3月末時点の数字

(出典)総務省調査

## 1 市場の環境変化を踏まえたNTTグループを中心とした規律の在り方

### 2 個別論点について

(1) 禁止行為規制の在り方

(2) その他NTTグループへの規律の在り方

(3) NTT東西による「サービス卸」の提供計画について

# 禁止行為規制の概要について

- 禁止行為規制とは、市場支配的な電気通信事業者が市場支配力を濫用することにより、公正競争環境を損なうことを防止する観点から、特定の電気通信事業者に対する不当に優先的又は不利な取扱い等を禁止する制度。



# 論点(1)(禁止行為規制の在り方)

## 【論点(1)】

公正競争の一層の徹底と、イノベーション促進の双方の観点を踏まえつつ、NTT東西、ドコモに課している禁止行為規制の在り方についてどう考えるべきか。※NTT東西による「サービス卸」の提供計画については、論点(3)参照

## 【論点(1)の各論】

### ○規制の趣旨 (⇒論点(1)-①)

「業務改善命令等では正可能であり、現行規制を見直すべき」、「現行規制を維持すべき」との意見があるが、そもそも規制の趣旨をどう考えるか。

### ○規制対象の在り方 (⇒論点(1)-②)

「第一種指定電気通信設備を設置する者」及び「第二種指定電気通信設備を設置する者」であり、更に収益ベースのシェアが25%を超える場合に、個別に指定された者」としている規制対象をどう考えるか。また、主要事業者のグループ化やグループ内連携の進展を踏まえ、規制対象をグループ一体としてみることについてどう考えるか。

### ○禁止行為の3類型の個々の在り方 (⇒論点(1)-③)

3類型の行為(以下の1~3号の行為)を禁止しているが、禁止される行為類型が、規制対象に対応した適切な規制であると考えられるか。

#### 1号:接続の業務に関し知り得た情報の目的外利用・提供

##### 【具体例】

他の事業者との接続の業務に関して知り得た他事業者の情報を、本来の利用目的を超えて社内の他部門や他社に提供すること



#### 2号:特定の電気通信事業者に対する不当に優先的・不利な取扱い

##### 【具体例】

自社のサービスと自社の関係会社のサービスについてのみ、セット割引を提供すること



#### 3号:製造業者等への不当な規律・干渉

##### 【具体例】

製造業者・コンテンツ配信事業者等に対し、他の事業者と取引をしないことを強要すること



# 論点(1)－① (規制の趣旨)

## 【論点(1)－① (規制の趣旨)】

「業務改善命令等では正可能であり、現行規制を見直すべき」、「現行規制を維持すべき」との意見があるが、そもそも規制の趣旨をどう考えるか。

## 【制度導入当時(平成13年)の背景・趣旨】

- ・独占市場から競争市場に移行する過程や、市場が成熟していく中で、市場支配的事業者が市場支配力を濫用しているとの指摘や懸念があり、また、**市場支配力の濫用行為**(下表)が生じる蓋然性が高まっている。

制度導入当時に指摘された支配力の濫用例	具体的な想定事例
競争相手の事業者から知り得た情報や支配的事業者しか知り得ない情報の目的外利用	接続を通じて入手した、他の電気通信事業者のサービス提供計画、サービス内容、トラヒック動向等、営業上の重要な情報をを利用して、他事業者のサービスエリアを狙い撃ちにした営業活動したり、くら替えさせるために利用する。
子会社等の差別的な取扱い	子会社等に対してのみ割引料金を課して、他社の営業を妨害し、 <b>独占的なサービス提供</b> を行う。
略奪的な料金設定その他の反競争的な内部相互補助	他社が追随できないような料金を提示して他社から顧客を奪うことを通じて収益の拡大を行い、 <b>独占状態</b> になった後に、不当に高い料金を設定し、利用者に不利益をもたらす。

- ・市場支配的事業者が、**市場支配力を濫用した場合**、電気通信事業者間の公正な競争及び利用者の利益を含めた電気通信の健全な発達に及ぼす**弊害**は著しく大きく看過し得ない。

⇒ 市場支配力の濫用を**未然に防止**するとともに、それが発生した場合には速やかに是正、除去することが必要であり、電気通信事業者の市場支配力に着目し、他の電気通信事業者と区別して、指定し、**行為を類型化**し、**あらかじめ禁止**。当該行為による**弊害が実際に発生していない**とも、類型化された行為を行えば、**直ちに停止・変更命令の対象**となり、**登録の取消し**(電気通信事業法第14条第1項第1号)の**対象**となり得る。

## 参考: 業務改善命令について

- **市場支配的事業者以外も対象**となる電気通信事業法第29条の**業務改善命令**は、あらかじめ特定の行為を禁止するものではなく、**実際に弊害が生じてから初めて発動**される。このため、**登録の取消し**(電気通信事業法第14条第1項第1号)は、業務改善命令発動後、これに従わなかった場合に行われる。

# (参考)事業者・団体等からの主な意見((1)ー①関係)

## ☞ 論点(1)ー①(規制の趣旨)

### 禁止行為規制を維持すべき

- ◇ 規制緩和は、設備競争が機能せず、NTTグループのみに依存する道に向かう。(KDDI)
- ◇ **多数の利用者がいれば、当該サービス停止等の手段は事実上不可能**であり、事後規制のみでは解決することは出来ない事態が生じる。(UQコミュニケーションズ)
- ◇ 事後規制の運用にあたっては、運用の透明性確保が不可欠。関係事業者が納得できる形で、**適切な事後規制運用**が実現しない限り、事前規制は引き続き堅持もしくは強化すべき。(ケイ・オプティコム)
- ◇ NTTグループ内の行為が事後規制になった場合、問題発生⇒規制検討⇒事後規制という**時間を経ている間に、競争上の不利が他事業者に生じること**になり、民間事業者にとっては、その時間が経営上の問題になる可能性が高いため、現状においては、事前規制をかけるべき。(DSL事業者協議会)

※ヒアリング及び追加質問回答から総務省作成

### 禁止行為規制を廃止すべき

- ◇ 産業競争力強化等のためには、様々なプレイヤーとのコラボレーションを通じた新サービス創造、市場活性化が必要であることから、禁止行為規制を撤廃し、事前規制から事後規制へ見直すことが必要。(NTTドコモ)
- ◇ 現状でも、**業務改善命令等により、是正することが可能**であり、現在の事後規制に課題はない。事後規制によって十分に対応できる中、新たに事前規制を課すことは、**新たなビジネスやサービスの創出の抑制等を妨げる**おそれがある。(日本電信電話)
- ◇ 事後規制では、競争市場に弊害が及んだ場合に改善措置を講ずるものである。一方、事前規制は、明らかに合理的な理由がある場合を除き一定の行為を一律に禁止するものであることから、事業者との自由な協業について**大きな萎縮効果を及ぼす**ものであり、結果として、**利用者が本来享受できるべき利便性を損なわれたり**、革新的なサービスが生まれないといった事態に陥っている。(NTTドコモ)

## 論点(1)－②(規制対象の在り方)①

### 【論点(1)－②(規制対象の在り方)】

「第一種指定電気通信設備を設置する者」及び「第二種指定電気通信設備を設置する者」であり、更に収益ベースのシェアが25%を超える場合に、個別に指定された者」としている規制対象をどう考えるか。

また、主要事業者のグループ化やグループ内連携の進展を踏まえ、規制対象をグループ一体としてみることについてどう考えるか。

### 【制度導入当時(平成13年)の背景・趣旨】

#### (固定通信市場)

- ・ボトルネック設備(第一種指定電気通信設備)を設置する者で、その設置自体により市場支配力を有すると認める。

#### (モバイル市場(移動体通信市場))

・ボトルネック性は無いものの、モバイル市場において相対的に多数の端末設備を収容する設備(第二種指定電気通信設備)を設置し、接続協議における交渉力を有するとされた事業者で、市場シェア(収益シェア)の大きさ等のため指定された者を、市場支配力を有すると認める。

・ボトルネック性が無いのに、収益シェアの大きさ等のために、モバイル市場において市場支配力を有するとする根拠として、以下があげられる。

①モバイル市場は割当周波数の関係から参入事業者が地域ごとに3社程度しか存在しない寡占市場であること。

②移動体通信ネットワークはボトルネック設備である固定系加入者ネットワークと同様、加入者に直接アクセス可能な手段であること。通信全体に占める携帯電話間のトラヒックのシェアは、平成11年度の約15%(約202.2億回(※平成7年度比約15.8倍(音声通信回数ベース)も増加))である。

## 【禁止行為規制の対象を巡る現状・環境変化】

### (固定通信市場)

- ・現行の規制対象のNTT東西は、第一種指定電気通信設備の指定基準(50%超の加入者回線を設置すること)を引き続き超えている。(☞15ページ参照)

### (モバイル市場)

- ・第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者(業務区域ごとに**10%超のシェアを占める端末設備**を有する事業者(☞16ページ参照)(※))のうち、ガイドラインの基準(☞17ページ参照)に基づき、収益シェアを勘案して、**NTTドコモのみを規制対象に指定**。

※ 平成14年にNTTドコモと沖縄セルラーを指定。平成17年にKDDI、平成24年にソフトバンクモバイルを指定。

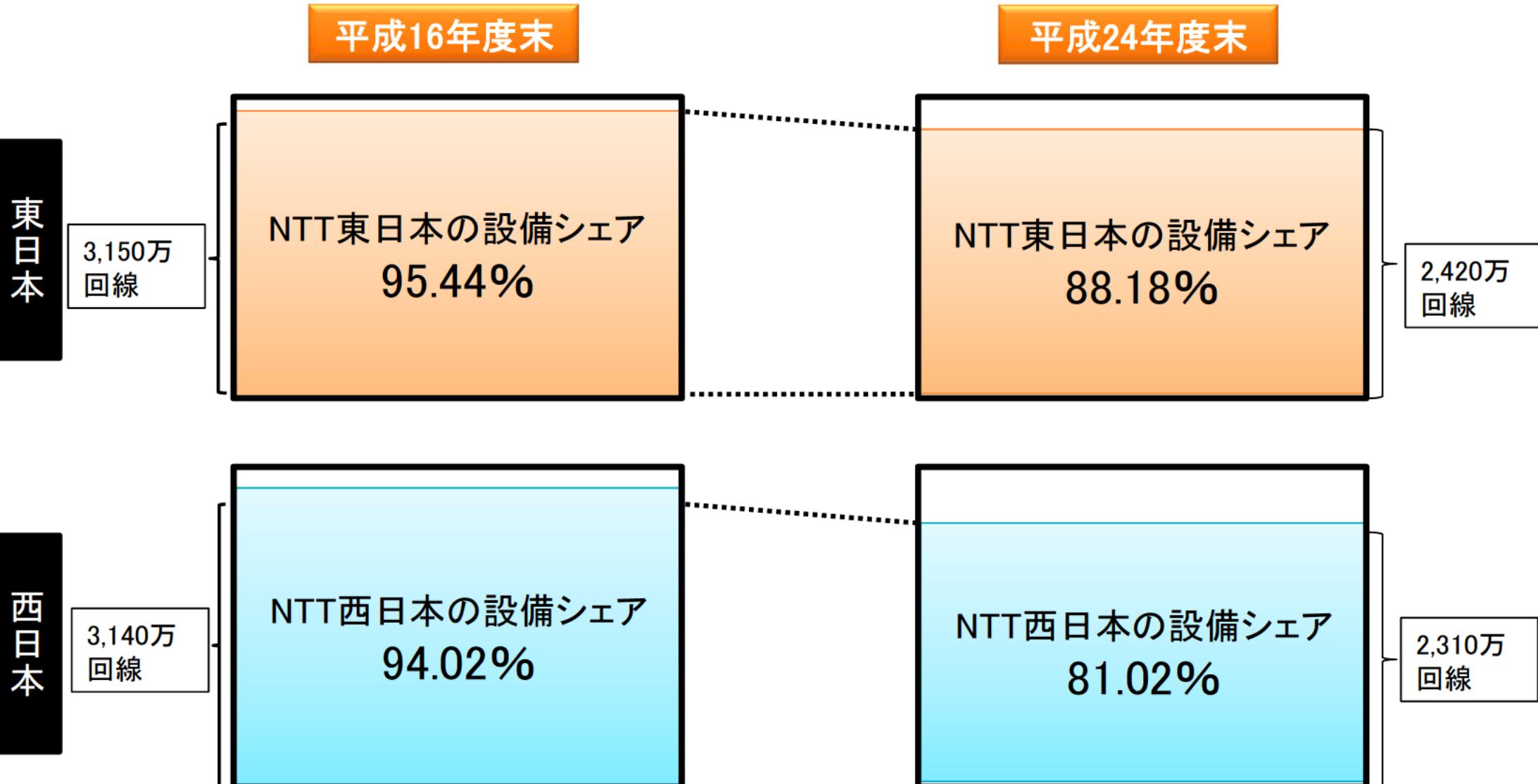
- ・NTTドコモの収益シェアは [REDACTED] が引き続き第一位のシェアとなっている。一方で、競争事業者であるKDDI、ソフトバンクモバイルの収益シェアは [REDACTED] ようになってきている。(☞18ページ参照)

- ・モバイル市場は、引き続き、**電波の有限希少性という特性**が存在するとともに、モバイル市場は実質的に**3グループに集約し、寡占化が進展**。

- ・通信全体に占める携帯電話間のトラヒックのシェア(括弧内は音声通信回数)は、**平成24年度約56.9%(約590億回)**となっており、**平成13年度と比較して通信回線ベースで約1.2倍、シェアベースで約1.6倍**となっており、加入者への直接アクセス手段としての割合を伸ばしている。(☞19ページ参照)

- NTT東西の設備シェア(加入者回線数に占める割合)は、平成16年度末※から平成24年度末にかけて、東西ともに減少しているものの、依然として高いシェアを保っている。

※平成16年度より現在の形で公表されている。



# 移動体通信市場における携帯電話事業者の端末シェア

(制度導入当時(平成13年度末)と平成24年度末の比較)

委員限り

- 収益シェアに加え、事業規模等も勘案し、ガイドラインの基準に基づき、市場支配的な事業者を指定。
- NTTドコモの収益シェアは、[REDACTED]、指定。

## 市場支配的な事業者の指定基準

(「電気通信事業法第30条第1項の規定に基づく禁止行為等の規定の適用を受ける電気通信事業者(移動通信分野における市場支配的な電気通信事業者の指定に当たっての基本的な考え方(平成24年4月策定)

### 収益シェアが25%超

#### ①一定期間継続して収益シェア40%を超過

- ✓ 市場支配力を推定し、③の諸要因を勘案し、特段の事情が無い限り指定

#### ②一定期間継続して25%を超え40%以下の収益シェアを有する者が存在する場合

##### ア シェアが1位

- ✓ シェアの水準及び③の諸要因を勘案し、特に市場支配力が推定される場合に限り指定

##### イ シェアが2位以下

- ✓ シェアの順位が1位の者とシェアの格差が小さく、かつ、③の諸要因を勘案し、特に市場支配力が推定される場合に限り指定

#### ③ 上記①及び②を基本とするが、その際には、業務区域毎に、下記を踏まえ総合的に判断

事業規模(資本金、収益、従業員数)、市場への影響力・ブランド力、需要/供給の代替性、価格の弾力性、サービスや端末等の販売・流通における優位性、共同支配 等

# 移動体通信市場における携帯電話事業者の収益シェア(暫定値)

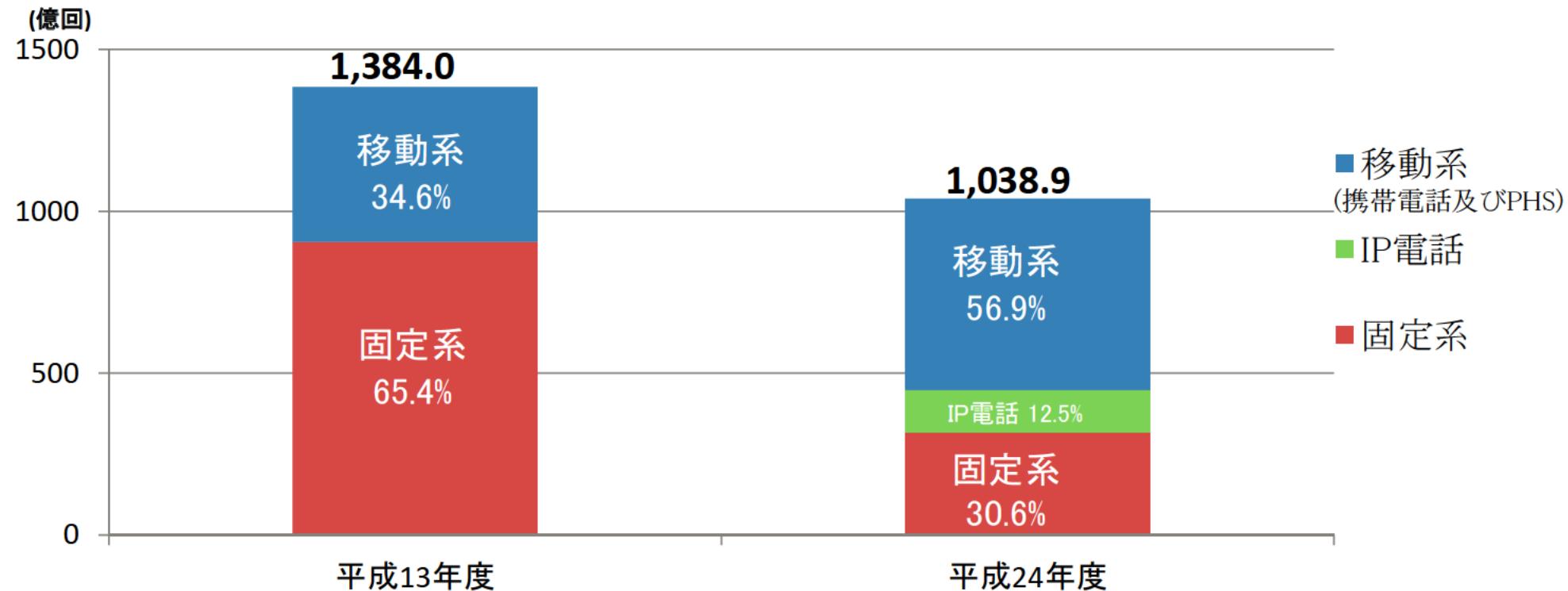
18

(制度導入当時(平成13年度)と平成25年度の比較)

委員限り

## (参考)音声通信回数の推移(発信端末別)

- 禁止行為制度創設時(平成13年度)においては、総通信回数1,384億回に占める**移動系(携帯電話及びPHS)**の数は479億回であり、その割合は、34.6%であった。
- 平成24年度において、総通信回線数1,039億回に占める**移動系**の数は590億回であり、その割合は、56.9%と増大している**状況**にある。



(億回)	平成13年度	平成24年度
移動系	478.6	590.8
IP電話	0※1	130.1
固定系	905.4	318
総発信回数	1,384	1,038.90

※1:IP電話の発信回数については平成16年に集計開始。

(出典:総務省「通信量からみた我が国の音声通信利用状況」)

# 電気通信事業分野における競争状況の評価2012

## 市場支配力に関する評価結果

- ✓ 競争評価2012中の定点的評価において、移動系と固定系の市場別の競争状況の分析・評価を実施。
- ✓ **固定系データ通信市場と移動系データ通信市場の評価結果**(抄)は、以下のとおり。

### (固定系データ通信)

1. 固定系ブロードバンド市場における市場支配力に関しては、メタルから光ファイバへのマイグレーションが進む中、同市場の中心的なサービスであるFTTHサービスの位置づけが一層高まっているところ、事業者別シェアではNTT東西のシェアが徐々に上昇し、また、市場集中度(HHI)が依然として高い水準にあることから、NTT東西が単独で市場支配力を行使し得る地位にあると考えられる。
2. NTT東西に対しては、第一種指定電気通信設備に係る規制措置が講じられており、2013年3月に総務省が公表した「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度に基づく検証結果(平成24年度)」中、NTT東西における第一種指定電気通信設備に係る規制の遵守状況等の検証を実施している。
3. こうした規制措置が有効に機能している中、
  - ① 契約数ベースで2位・3位の一定の事業規模を有する競争事業者が市場シェアを伸ばしていること、
  - ② 多数の競争事業者が事業展開をすることで、サービスの多様性が確保されていること、
  - ③ 戦略的評価に示しているように、NTT東西以外の事業者による「固定インターネット+固定電話」型の市場間の連携サービスの展開が進んでいること
 等も踏まえれば、固定系ブロードバンド市場において、NTT東西が実際に市場支配力を行使する可能性は低い。
4. なお、事業者別シェアの数値のみを見れば、NTT東西を含む複数の事業者が協調して市場支配力を行使し得る地位にあるが、前述の①～③といった固定系ブロードバンド市場における競争状況を勘案すれば、実際に協調して市場支配力を行使する可能性は低い。

### (移動系データ通信)

1. 移動系データ通信市場における市場支配力に関しては、首位のNTTドコモのシェアは高く、同社が単独で市場支配力を行使し得る地位にあると考えられる。ただし、NTTドコモは引き続きシェアを減少させており、その結果として2位・3位の事業者との市場シェアの差は縮小傾向にあり、同社の市場支配力を行使し得る地位は低下している。
2. 2012年度末時点における上位3事業者の移動系データ通信市場におけるシェアは89.8%、また市場集中度(HHI)が2,989と高い水準にあることから、複数事業者が協調して市場支配力を行使し得る地位にあると考えられる。
3. しかしながら、上位3社に関しては、近年のスマートフォン等の普及が進む中、激しい顧客獲得競争を展開しており、それが各社の契約数の純増数の差や市場シェアの変動となって現れている。また、2012年度においては、上位3事業者間の接続協議における交渉上の地位の優劣の差が相当程度縮小している状況にかんがみ、移動系データ通信市場における契約数シェアが第3位であるソフトバンクモバイルの設置する電気通信設備についても第二種指定電気通信設備として指定した。
4. 市場競争をめぐる上位3事業者間の関係や、第二種指定電気通信設備に係る規制措置等にかんがみれば、NTTドコモが単独で、又は複数事業者が協調して市場支配力を実際に行使する可能性は低い。
5. 上位3事業者のデータ定額通信料は、スマートフォンへの移行や3.9G(LTE)のサービス開始等を経て、若干の変更時期のズレが見られるものの、ほぼ同一の料金水準で推移してきた。そこで、料金水準だけに着目すれば、客観的には上位3事業者間の料金競争が進展しているとは言い難い。逆に、端末料金を対象とした各社の割引制度を含めると、料金体系は複雑になっている。

# 論点(1)ー③(禁止行為の3類型の個々の在り方)①

## 【論点(1)ー③(禁止行為の3類型の個々の在り方)】

3類型の行為を禁止しているが、**禁止される行為類型が、規制対象に対応した適切な規制**であると考えられるか。

## 【制度導入当時(平成13年)の背景・趣旨】

### (1号:ネットワークの接続の業務に関し知り得た情報の目的外利用・提供)

- 第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備の設置者は、以下の理由<sup>(※)</sup>から、他の電気通信事業者に流れるトラヒックをより多く取扱い、**接続の業務を通じて他の電気通信事業者のサービス提供計画、サービス内容、トラヒック動向等、他の電気通信事業者の営業上重要な情報をより多く知り得る立場**にある。

※ ①多くの他の電気通信事業者から当該指定電気通信設備との接続を求められること、②直接多数の加入者を収容していること

- ひとたび**このような情報の目的外利用・提供が行われた場合、他の電気通信事業者に対抗したサービスの提供、他の電気通信事業者の利用者の奪取等の**不当な競争が引き起される蓋然性が高く看過し得ない**。

### (2号:特定の電気通信事業者に対する不当に優先的・不利な取扱い)

- ひとたび**市場支配力を有する電気通信事業者によりかかる行為が行われた場合、その市場支配力から電気通信事業者間の公正な競争等に及ぼす**弊害が特に大きく看過し得ない**。

### (3号:製造業者等への不当な規律・干渉)

- 電気通信設備(例:端末設備等)の製造業者及び販売業者の事業が電気通信事業と密接不可分の関係**にあり、市場支配力を有する電気通信事業者のそれらに対する不当な規律・干渉行為が電気通信事業者間の公正な競争等にもたらす**弊害が大きく看過し得ない**。

- 電気通信業務の周辺分野における禁止行為であり、例えばインターネット接続サービスの利用者に各種情報・ゲーム・音楽等のコンテンツを提供するコンテンツ・プロバイダが含まれる。

# 論点(1)ー③(禁止行為の3類型の個々の在り方)②

(電気通信事業分野における競争の促進に関する指針)

□ 禁止行為の3類型と具体例については、「**電気通信事業分野における競争の促進に関する指針**」に列挙・公表。

<p><b>【1号】</b> 接続の業務に関して知り得た 情報の目的外利用・提供</p>	<p><b>【具体例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 他の電気通信事業者との接続の業務に関して知り得た情報を、当該情報の本来の利用目的を超えて<b>社内の他部門</b>又は<b>自己の関係事業者</b>等へ提供するような行為</li> </ul>
<p><b>【2号】</b> 電気通信業務についての特定の電気通信事業者に対する不当に優先的な取扱い・利益付与又は不当に不利な取扱い・不利益付与</p>	<p><b>【具体例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① <b>自己の関係事業者</b>(※)のネットワークを利用した通話のみについての<b>割引サービス等</b>の設定</li> <li>② <b>自己の関係事業者</b>のサービスを排他的に組み合わせた<b>割引サービス</b>の提供</li> <li>③ <b>自己の関係事業者</b>と一体となった<b>排他的な業務</b>(課金・認証等のプラットフォーム機能の管理・運営等の電気通信役務の提供以外の業務については、当該業務が電気通信役務の提供と密接不可分に関係しており、その態様が合理的な理由なく差別的であることにより電気通信市場の公正な競争に直ちに弊害を及ぼす場合に限る)</li> <li>④ <b>自己の関係事業者</b>に対する<b>料金等</b>の提供条件についての<b>有利な取扱い</b></li> <li>⑤ <b>自己の関係事業者</b>に対する<b>卸電気通信役務</b>の提供に関する<b>有利な取扱い</b></li> </ul> <p>注:上記において禁止される排他的な役務提供や業務は、例えば、市場支配的な電気通信事業者が行う事業提携において、提携の相手方に対し、特定の役務提供条件の設定や他の電気通信事業者との同様の提携を行うこと等を強要すること等、その市場支配力を濫用して行うものをいう。</p>
<p><b>【3号】</b> 他の電気通信事業者、電気通信設備の製造業者・販売業者の業務に対する不当な規律・干渉</p>	<p><b>【具体例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① <b>他の電気通信事業者</b>の提供する<b>電気通信役務の内容等</b>の制限</li> <li>② コンテンツプロバイダーに対する不当な規律・干渉(<b>ポータルサイトへの掲載可否</b>や<b>料金回収業務の提供可否</b>といった提供条件を<b>不合理な条件で一方的に設定</b>すること等、市場支配的な電気通信事業者がその市場支配力を濫用して行うものをいう)</li> <li>③ <b>電気通信設備の製造業者・販売業者の業務</b>に対する<b>不当な規律・干渉</b>(端末設備の製造業者に対して<b>特定機種の端末を合理的な理由なく他の電気通信事業者に提供させないこと</b>、端末設備の販売業者に対して他の電気通信事業者の端末設備を合理的な理由なく取り扱わせないこと、端末設備の販売業者に対して、<b>社会通念を超える販売数量ノルマを課すこと</b>等、市場支配的な電気通信事業者がその市場支配力を濫用して行うものをいう)</li> </ul>

※ **自己の関係事業者**とは、自己との資本関係等を通じて一方が他方の経営方針等の決定を支配しているか又はそれに対して重要な影響を与えている事業者をいい、例えば、**自己の子会社**、**自己を子会社とする親会社**、**当該親会社の子会社**などをいう。

# 論点(1)－③(禁止行為の3類型の個々の在り方)③

## 【禁止行為の3類型を巡る現状・環境変化】

現在、各号いずれも規制対象は、**NTT東西**及び**NTTドコモ**である。

### 【1号について】

- ・携帯電話事業者の扱う情報は、携帯電話の契約者数の増加(平成13年:6,934万契約→平成25年度末:1億4,401万契約(☞24ページ参照))に伴い増加。
- ・モバイル市場において、既存の携帯電話事業者(MNO)から無線ネットワークを調達して(※接続も含む)、サービスを提供する**MVNO**は、2020年代に向けて、M2MやIoTの事業主体としても、**その役割はますます高くなる**と期待される。

### 【2号について】

- ・連携サービスは、固定通信市場とモバイル市場との連携、電気通信市場以外の分野との連携を含めて様々な形で実施されている。
- ・子会社等を通じた連携サービスも、様々な形で実施されている。
- ・MNOによる他のMNOの株式取得等によるグループ化のほか、携帯電話とBWAやPHSを組み合わせた、グループ内の「電波利用の連携」が進展している。

### 【3号について】

- ・端末設備等の「製造業者及び販売業者」や各種情報・ゲーム・音楽等のコンテンツを提供する基盤となる「プラットフォームレイヤー」において、**グローバル企業が業績を伸ばしている**。(☞25ページ参照)

# 携帯電話の契約数の増加(制度導入当時(平成13年度末)と平成25年12月末の比較)

24

事業者名	平成13年度末	平成25年12月末	平成25年12月末 対平成13年度比
NTTドコモ	4,101万契約	6,218万契約	1.52倍
KDDI※1	1,611万契約	3,962万契約	2.46倍
ソフトバンクモバイル※2	1,223万契約	3,476万契約	2.84倍
イー・アクセス	－	449万契約	－
合計	6,935万契約	14,105万契約	2.03倍

※1:沖縄セルラー電話、ツーカーセルラー東京等を含む数値

※2:J-フォンを含む数値

# グローバル企業の伸張(創設当時(平成13年)と平成24年比較)

- プラットフォーム・端末レイヤーにおけるグローバル企業は、平成13年から24年で急速かつ大幅に業績を伸ばし、影響力を増大させている。

プラットフォーム

(百万ドル)		平成13年	平成24年	平成24年 対平成13年比
Amazon	売上高	3,122	61,092	19.6倍
	営業利益	-412	676	-
Google	売上高	86	50,175	583.4倍
	営業利益	11	12,760	1160倍
facebook <sup>※1</sup>	売上高	272	5,089	18.7倍
	営業利益	-55	538	-

\*1:facebookは2008年の業績。

電機メーカー<sup>※2</sup>

(百万ドル)		平成13年	平成24年	平成24年 対平成13年比
Apple	売上高	5,363	169,104	31.5倍
	営業利益	-25	51,132	-
Samsung	売上高	24,420	181,767	7.4倍
	営業利益	1,731	26,257	15.2倍
NOKIA	売上高	27,781	39,814	1.4倍
	営業利益	2,994	-3,039	-
RIM	売上高	221	11,073	50.1倍
	営業利益	-6	-1,235	-

\*2:電機メーカーの数値は各社連結決算数値のため、携帯端末事業以外の事業売上も含む。

(各社決算発表資料より作成)

# (参考)事業者・団体等からの主な意見((1)ー(2)、(3)関係)①

## ☞ 論点(1)ー(2)(規制対象の在り方)及び(1)ー(3)(禁止行為の3類型の個々の在り方)について

※ヒアリング及び追加質問回答から総務省作成

### NTTドコモのみ禁止行為規制を解除した場合の問題点について

- ◇ NTT東西のみに禁止行為規制を残し、NTTドコモに対する禁止行為規制を解除した場合、NTTドコモが一方的にNTT東西を優遇したり、NTTドコモが全面的に割引原資を負担することにより、NTT東西との排他的な連携やセット割引を行うことが可能となる。(KDDI)

### 移動・固定の両市場において市場支配力を有するNTTドコモとNTT東西の連携時の問題点について

- ◇ 移動・固定の両市場において市場支配力を有するNTTドコモとNTT東西の連携は、NTTの独占回帰につながる。(ケイ・オプティコム)
- ◇ NTTグループの排他的連携が進行すると、他の大手通信事業者も排他的なグループ連携を進めることから、地域の中小事業者の淘汰が進み、移動・固定の両通信市場が寡占化することは確実。その結果、地域活性化が損なわれるとともに、固定・移動の両市場で全国的に競争が停滞し、サービスや料金が硬直化する。(ケイ・オプティコム)
- ◇ ドコモの禁止行為規制が解除された場合、ドコモが割引の原資を負担しNTT東西の固定回線をセット販売するといったことが可能になる。セット割は、短期的には消費者にメリットがあるよう思われるが、長期的には、NTT東西又はドコモのシェアを高めるためだけの施策。(DSL事業者協議会)
- ◇ シェアが高く市場支配力を持ったNTT東西とドコモが連携して事業運営を行った場合、そのスケールメリットにより料金面などで市場を支配し、競争事業者を排除することが可能。(KDDI)
- ◇ ドコモの禁止行為規制を解除した場合、ドコモがNTT東西利用者のみへの優遇措置を行うことが可能となり、CATV事業者のインターネットサービスを侵食して、CATV業界にとっては死活問題。(日本ケーブルテレビ連盟)
- ◇ 先日の競争評価アドバイザリーボードで公表されたアンケート結果においても、連携サービスの利用意向を示したユーザーの約7割がNTTグループの連携サービスの利用を希望している。(KDDI)

# (参考)事業者・団体等からの主な意見((1)ー②、③関係)②

## ☞ 論点(1)ー③(禁止行為の3類型の個々の在り方)について

### 不当な規律・干渉等を行うおそれがあるので規制を維持すべき

- ◇ NTTドコモは、現状は競合他社による提携を阻止しかつ**電気通信事業法第30号3項3号違反**を避ける目的で資本提携を行っていることを明言しており、既に現行規制の潜脱する行為を行っていることから、現行の電気通信事業法の趣旨を徹底させるべき。(UQコミュニケーションズ)
- ◇ NTTドコモの**禁止行為規制を解除**することは、NTTドコモが特定のMVNOやISPを**不当に優遇する**、あるいはコンテンツプロバイダ、端末メーカー、販売店などに**不当に規律・干渉**するなどして、競合する事業者を排除した場合、**上位レイヤー等の周辺領域においても競争が機能しなくなり**、技術革新を通じた画期的で**多様なサービスの出現や、料金の低廉化**が進まなくなる。ICT利活用を通じた上位レイヤーの発展を図る観点からもNTTドコモに対する禁止行為規制を維持する必要がある。(KDDI)
- ◇ 電気通信事業法第30条第3項第2号において、不当に優先的/不利な取扱いの対象となっている「**特定の電気通信事業者**」に**電気通信事業以外の市場支配的な事業者**も含めるよう、法改正すべき。(ソフトバンク)
- ◇ **現行法下**においても、**ドコモ**は教育や旅行業等、**多数の企業**と連携しているところで大きな問題が発生していない。仮にコラボレーションすることに際して、**萎縮効果**があるのであれば、NTT東西殿/ドコモも含め、総務省、有識者、競争事業者等で、**問題にならない行為を十分に検討し、ガイドラインに明記**することで解消可能。(ソフトバンク)
- ◇ NTTドコモに対する**禁止行為規制が解除**された場合、ISP、端末メーカー、各種ベンダー等に対して、**排他的に有利な条件**で契約することが可能となり、市場の競争に**大きな悪影響**をもたらす。(日本インターネットプロバイダー協会)

※ヒアリング及び追加質問回答から総務省作成

### 行為規制は廃止すべき

- ◇ 企業買収は、必ずしも規制に起因しているものではないが、**非対称規制の存在により買収せざるを得ない状況**は生じ得る。具体的には、例えば、「CP(コンテンツ・プロバイダー)等への不当な規律・干渉」に抵触しないように、当該CPを子会社化する場合などが挙げられる。**新たなサービスの創造が加速**されるためには、**規制緩和**により様々なパートナーとの**自由なコラボレーションを可能とする**必要がある。(NTTドコモ)
- ◇ 禁止行為規制が仮に緩和された場合には、当社はICT関連市場において、多様なプレイヤーとコラボレーションすることにより、**以下の通り、利用者利便・国際競争力向上等へ貢献する所存**。(NTTドコモ)
- ◇ 事前規制のために断念した有益なサービスの具体例として、パートナー企業への**B2B2Cビジネスモデル**の提供、コンテンツプロバイダとの**協業**、メーカーとの**協業**等、多岐にわたる事例が存在する。具体的には、**電子書籍**において当該パートナー企業サーバにしかアクセスできないケース、**カーナビ**においてインターネットを経由した**コンテンツ提供等**が出来ず、失注したケース等が挙げられる。
- また、禁止行為規制による**イコールフッティング義務**があることから、諸外国においては可能な子会社MVNOを活用した**サブブランド**による**低廉なサービス提供**等を行うことができない。(NTTドコモ)

## 1 市場の環境変化を踏まえたNTTグループを中心とした規律の在り方

### 2 個別論点について

(1) 禁止行為規制の在り方

(2) その他NTTグループへの規律の在り方

(3) NTT東西による「サービス卸」の提供計画について

# 論点(2)(その他NTTグループへの規律の在り方)

## 【論点(2)】

その他NTTグループへの規律の在り方についてどう考えるべきか。

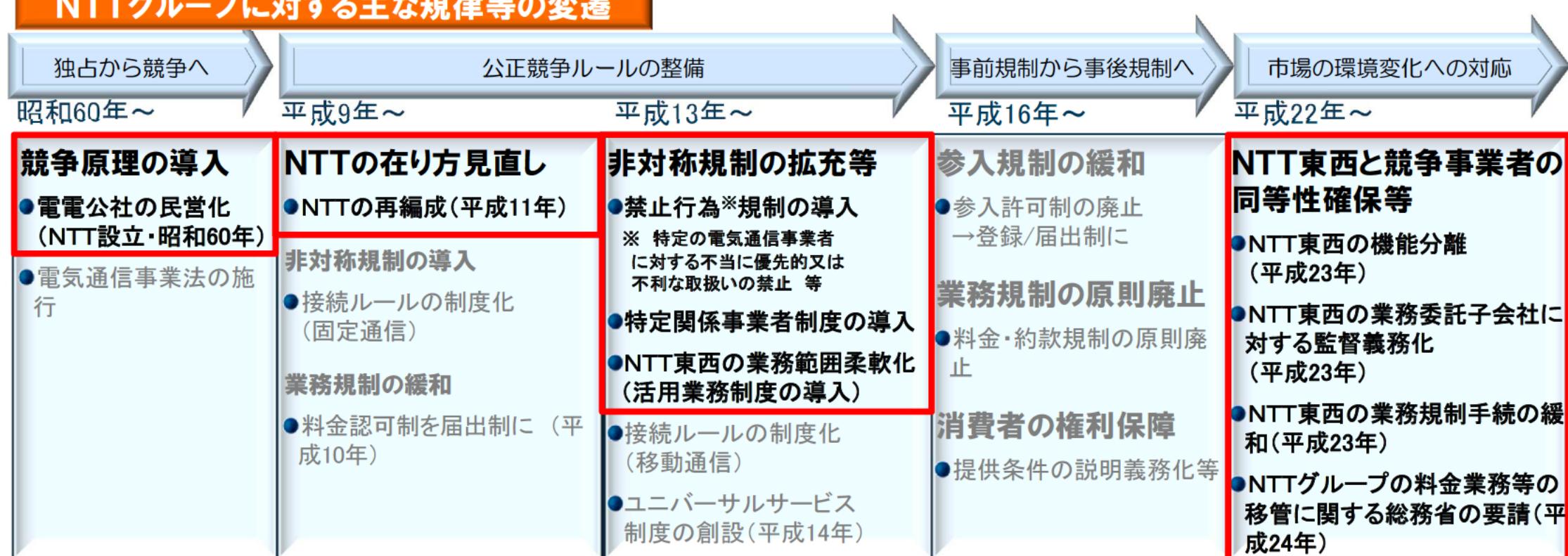
※NTT東西による「サービス卸」の提供計画については、論点(3)参照

## 【論点(2)の各論】

**論点(2)ー①:**改正後の規定の実施状況について検討を加える等とされた平成23年の電気通信事業法等改正の内容を含む**平成23年度以降のNTTグループに対する規律等**(機能分離、業務範囲規制等)について、どう考えるべきか。

**論点(2)ー①:**その他、事業者・団体等から意見のあったNTTグループに対する規律等(出資比率、特定関係事業者制度)についてどう考えるべきか。

## NTTグループに対する主な規律等の変遷



# NTTグループの概要

## NTT持株会社(上場会社)

## NTT法適用会社

【社長】鵜浦 博夫

【株式政府保有比率】36.6%(平成26年5月13日(平成25年度決算発表日)現在)

【連結】売上高:10兆9,252億円

人員数:239,750人

剩余金処分認可

役員選任・解任の認可

定款変更認可

事業計画認可

等

【NTT持株単体】 売上高:4,308億円

人員数:2,850人

全株保有義務

全株保有義務

100%出資

100%出資

100%出資

63.3%出資

54.2%出資

### NTT東日本

NTT法適用会社

【社長】山村 雅之  
地域電気通信業  
売上高:1兆7,738億円  
人員数: 5,650人

事業計画認可

定款変更認可

等

### NTT西日本

NTT法適用会社

【社長】村尾 和俊  
地域電気通信業  
売上高:1兆5,896億円  
人員数: 4,900人

事業計画認可

定款変更認可

等

### NTT コミュニケーションズ

【社長】有馬 彰  
長距離電気通信業  
売上高: 9,440億円  
人員数: 6,850人

### NTTドコモ (上場会社)

【社長】加藤 薫  
移動体通信業  
売上高:4兆4,612億円  
人員数: 24,850人

### NTTデータ (上場会社)

【社長】岩本 敏男  
情報システム業  
売上高:1兆3,437億円  
人員数: 75,000人

※NTT持株会社の出資比率は、発行済株式総数に対する所有株式数の割合  
(平成26年3月末現在)。

※売上高は平成25年度決算値、人員数は平成26年3月末現在。

【論点(2)－①】 改正後の規定の実施状況について検討を加える等とされた平成23年の電気通信事業法等改正の内容を含む**平成23年度以降のNTTグループに対する規律等**(機能分離、業務範囲規制等)について、どう考えるべきか。

## □ 機能分離に係る現状の規律について(平成23年電気通信事業法改正事項)

### 【概要】

NTTグループと他事業者の適正な競争関係を確保するため、平成23年の電気通信事業法改正により、「**NTT東西の設備部門と営業部門等との間で、接続関連情報の目的外利用を禁止すること**」等を義務づけた。

## □ NTT東西の業務範囲規制に係る現状の規律について(平成23年NTT法改正事項)

### 【概要】

NTT東西の、活用業務(総務大臣の認可を受けて、地域電気通信業務等の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内で、**地域電気通信業務を営むために保有する設備もしくは技術又はその職員を活用して、電気通信業務その他の業務**)等について、平成23年改正により、届出により行えるようになった。なお、届出のあった活用業務に対して**総務省が行った確認の内容が公表**されている。

## □ NTTグループの料金等に係る業務をNTTファイナンスに移管すること等に関する要請について

### 【概要】

平成24年2月、NTTグループ各事業会社(NTT東日本、NTT西日本、NTTコミュニケーションズ、NTTドコモ)の**料金債権をNTTファイナンス(NTT持株の子会社)に譲渡するとともに、同社に料金審査、請求書発行、料金回収といった業務を移管することを発表し、平成24年7月より実施。**

これに関して総務省は平成24年3月、引き続き各社に課せられているNTT法の規律、各事業会社に課した累次の公正競争確保のための措置、電気通信事業法の規律の趣旨を確保する観点から、NTTグループ各事業会社及びNTTファイナンスに対して、**各社が講ずべき措置について要請**するとともに、各事業会社に対し、当該措置の内容を**毎年総務省に報告**するよう求め、その報告を確認している。

## (参考)事業者・団体等からの主な意見((2)ー①関係)

※ヒアリング及び追加質問回答から総務省作成

### 機能分離に加え、第三者機関を設置すべき

- ◇ NTT東西設備部門のインセンティブ分離を行うため、**設備部門を社内カンパニーとして独立経営**し、規制遵守状況、競争事業者とNTT東西設備利用部門との**同等性確保**及び**設備利用の効率性**等について、**第三者機関による評価**を行う**必要**がある。

新規参入事業者からみた**透明性が改善**されるとともに、設備利用率向上による接続料低廉化やNGNのオープン化等により、参入意欲が増進される。多種多様な新規参入者が生まれることで、イノベーションが促進され、ICT利活用の普及と共にブロードバンドについても普及促進されることが期待できる。(ソフトバンク)

### 現行の業務範囲規制では不十分である

- ◇ NTT東西自身がISP事業を提供すると、FTTHにおける高いシェアを背景として、ISPレイヤーにおいて圧倒的な優位を持つ独占的存在となるため、**NTT東西のISP事業の提供は認められない**。(日本インターネットプロバイダー協会)
- ◇ NTT東西の**活用業務届出制**について、届出内容の**適正性検証の結果が公表されていない**こと等から、弊社では適切に運用されているかどうか判断できないところであり、**事後規制として課題があるものと認識**しております。(ケイ・オプティコム)
- ◇ 認可制から届出制に移行した**活用業務などは事後規制の一例**ですが、事前の規制がかからなくなったことで、裁量がNTT東西に委ねられる状態となり、**なし崩し的に業務範囲の拡大が可能となる危険性もある**と考えます。(JCOM)

### NTTグループの連携(料金等の業務に係る移管等)について規律すべき

- ◇ NTTドコモがNTTコムや**NTTファイナンス**のような**NTTグループの関係会社**を介してNTT東西を優遇し、**実質的なグループ連携を行うことも可能**になってしまいます。したがって、NTT東西とNTTドコモによる一体的な連携を防止するため、**グループ会社等を介したグループ連携**についても規制対象に加えることが必要です。(KDDI)
- ◇ 規制の運用については、**NTTファイナンス殿を通じたNTTグループの請求統合**等、一部脱法的な行為も見受けられたものの、基本的には全事業者に対する第29条と支配的事業者に対する第30条が規定されていることで、これまで反競争的な行為の防止がなされてきたものと理解しています。(ソフトバンク)

# (参考)NTT東西の機能分離等の実施

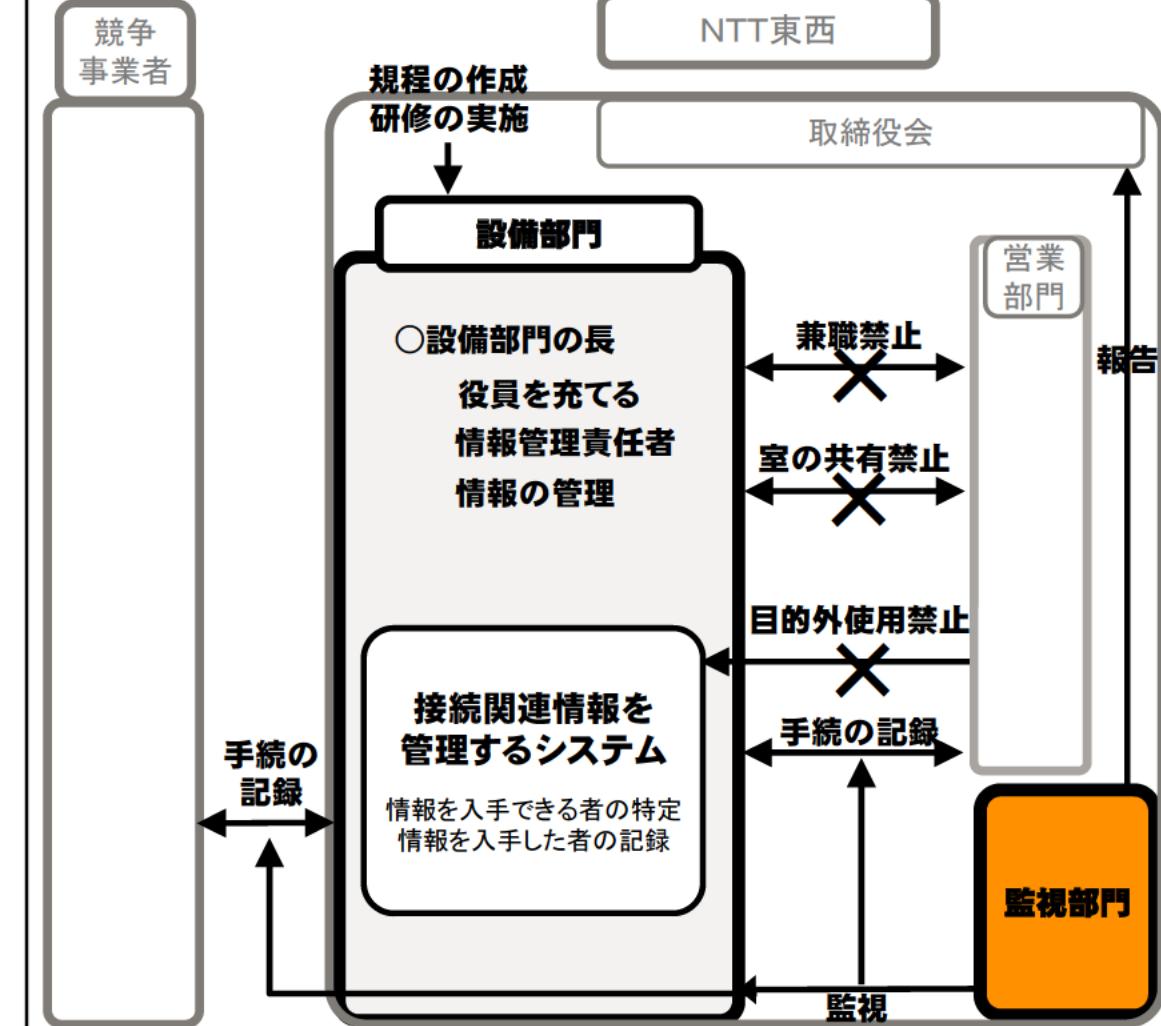
- 事業者間の公正競争環境の整備を図る観点から、電気通信事業法を改正し、NTT東西の機能分離、子会社との一体的経営への対応等を実施(平成23年11月30日施行)。
  - ⇒ 以下の措置について、総務省はNTT東西から実施状況等の報告を受けている。(毎年6月)

## 改正概要

### ①NTT東西の機能分離

- ✓ NTT東西に対し、設備部門と営業部門との隔離等、接続業務に関して知り得た情報を適正に管理するための体制の整備を義務付け。
- ✓ NTT東西に対し、第一種指定電気通信設備と他事業者設備との接続業務の実施状況を監視する部門を、設備部門とは別個に構築することを義務付け。

## 機能分離の概要



# (参考)NTT持株及びNTT東西の業務範囲

## 本来業務

[ 持株会社:NTT法第2条第1項第1号から第3号  
地域会社:NTT法第2条第3項第1号 ]

目的を達成するために持株会社及び地域会社が行うこととされている業務。

- ・持株会社:地域会社の株式の保有・権利行使、地域会社への助言等、基礎研究
- ・地域会社:法定区域内での地域電気通信役務の提供

## 附帯業務

[ 持株会社:NTT法第2条第1項第4号  
地域会社:NTT法第2条第3項第2号 ]

本来業務を営むうえで通常附帯すると考えられる業務。

### 【具体例】

- ・通信サービスの利用に不可欠な端末機器(電話機等)の販売

総務大臣への届出により、営むことが可能(平成23年改正後・改正前は認可)

## 目的達成業務

[ 持株会社:NTT法第2条第2項  
地域会社:NTT法第2条第4項 ]

持株会社及び地域会社が「目的を達成するため」に必要と認められる業務であるが、本来業務及び附帯業務には該当しないもの。

### 【具体例】

- ・部外の不特定多数を対象とした研修・セミナー
- ・情報通信関連商品の販売取次
- ・料金回収代行

## 活用業務(NTT東西のみ)

[ 地域会社:NTT法第2条第5項 ]

本来業務、附帯業務及び目的達成業務には該当しないが、本来業務である地域電気通信業務を営むために保有する設備、技術、職員を有効に活用して行う電気通信業務その他の業務。なお、以下の要件が必要

- ① 地域電気通信業務等の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。
- ② 電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれがないこと。

### 【具体例】

- ・次世代ネットワーク(NGN)を利用した県間伝送サービス

※ 例えば、NTT東西がISP事業に進出することは、公正競争上支障がない限り活用業務として可能だが、NTT再編成の趣旨を踏まえ慎重な取扱いが必要。

【論点(2)ー②】その他、事業者・団体等から意見のあったNTTグループに対する規律等(出資比率、特定関係事業者制度)についてどう考えるべきか。

### □ NTTドコモ、NTTコミュニケーションズへの出資比率について

#### 【概要】

- ・ NTTは平成4年に移動体通信業務(現NTTドコモ)を分離し、平成11年には、NTTを持株会社の下に東・西二つの地域会社と一つの長距離会社(NTTコミュニケーションズ)に再編成した。
- ・これまで総務省(郵政省)の審議会において、こうした移動体通信業務の分離やNTT再編成の趣旨に従い、移動体通信会社と長距離通信会社の双方が、早期に経営の自主性を確保し、もって通信分野における垣根のない競争をすることが望ましいとして、持株会社からの出資比率を順次低下させるとの記述が答申に盛り込まれてきた。

※ NTTドコモへの出資比率については、平成4年の分離時に「会社設立の5年後の上場を目指すこととし、上場の機会等を捉えNTTの出資比率を低下されるものとする」としており、その後平成10年のNTTドコモ上場等を経て、63.3%まで低下してきているが、NTTコムについては、平成13年のNTT法改正により、NTT持株が保有する株式を売却することを総務大臣認可にかかるしめるNTT法附則が廃止されたが、長距離会社への出資比率は現在も100%である。

### □ 特定関係事業者制度について

#### 【概要】

- ・平成13年の電気通信事業法改正に伴い、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者について、当該設備の強い独占性・ボトルネック性に鑑み、グループ会社(子会社等)のような特定の密接な関係にある電気通信事業者との間において、役員兼任を禁止し、接続や電気通信業務に関連した周辺的な業務についても公平な取扱いを義務づける等の規律を課すことで、一体的かつ排他的な共同営業が行われやすい構造的な要因を取り除き、公正競争を徹底することを目的として設立された。
- ・特定関係事業者及びそれ以外の電気通信事業者との間の取扱いの同等性を確保するために講じた措置の内容等について、総務省はNTT東西から毎年報告を受け、内容を確認している。

※ 現在、第一種指定電気通信設備を設置する事業者であるNTT東西の特定関係事業者として、NTT再編成後のファイアウォール措置のうち、必要最小限のものを法的規制として存続させることとした、平成13年の電気通信事業法改正の趣旨等に鑑み、NTTコミュニケーションズを指定。  
(平成14年1月10日総務省告示第8号)

## (参考)事業者・団体等からの主な意見((2)ー②関係)

※ヒアリング及び追加質問回答から総務省作成

### 出資比率はさらに引き下げられるべき

- ◇ NTT持株会社のNTTドコモに対する出資比率を、**NTT再編成の趣旨が徹底される水準**まで引き下げるための具体的計画を作成させ、確実に出資比率を引き下げさせることによってNTTグループの事業者が一体的な事業運営を行うことを防止し、競争を促進させるべき。(KDDI)
- ◇ 特にNTTグループの企業は、公社時代からの多大な資産や顧客基盤も活用し多くの分野で支配的であり、また持株会社のもとでグループの利益を優先させるため、**グループ内連携等を行った場合、ドコモ殿の支配力を不当に高め、グループ外の電気通信事業者を排除するおそれ**はさらに高まります。こうした**他分野における業務提携や企業結合**は、独占禁止法におけるチェックを受けることもありますが、ドコモ殿の**連携相手が同じNTTグループ内の場合**、既に資本関係があるがゆえに、こうした**チェック機能が働きません**。本来ならば、上述の懸念等を解消するため、**NTT殿はドコモ殿の持株比率を徐々に下げるこ**とになっていましたが、現時点において**全く実現していません**。(ソフトバンク)

### 特定関係事業者制度の対象範囲を拡大すべき

- ◇ ボトルネック設備を保有し、シェアの高いNTT東西が、NTTドコモを優遇することによって競争を排除することのないよう、**特定関係事業者制度**を現在の**NTT東西とNTTコミュニケーションズ間のみならず、NTTドコモとの間にも追加適用すべき**。(KDDI)
- ◇ 持株体制下でNTTドコモを起点として、直接あるいはNTTファイナンス等を介して間接的にNTT東西、NTTコミュニケーションズ等のグループ会社を優遇することによって競争を排除することのないよう、**NTTドコモを起点とする特定関係事業者制度を新たなルールとして導入すべき**。(KDDI)

## 1 市場の環境変化を踏まえたNTTグループを中心とした規律の在り方

### 2 個別論点について

(1) 禁止行為規制の在り方

(2) その他NTTグループへの規律の在り方

(3) NTT東西による「サービス卸」の提供計画について

# 論点(3)（「サービス卸」とNTTグループへの規律の関係）

【論点(3)] NTTが平成26年5月13日に提供計画を発表した「**サービス卸**」に対しては、「**競争事業者を排除する懸念**がある」、「**禁止行為規制の潜脱**である」等の意見があるが、これまでNTTグループに課してきた規律との関係で、NTT東西による「**サービス卸**」の提供をどう考えるべきか。

※「サービス卸」の料金・条件に対する規律の在り方については、「資料8-1」参照。

※ヒアリング及び追加質問回答から総務省作成

## 設備競争はもとよりサービス競争も消滅させてしまう

◇ 「サービス卸」は、ボトルネック設備を保有するNTT東西が、フレッツサービスを1ユーザー単位で競争排除的な料金等を設定して事業者に卸すことが可能であることから、ボトルネック設備を保有するNTT東西がそのスケールメリットによりFTTHの価格等、市場を支配することとなり、FTTH市場における自前での設備競争はもとよりサービス競争も消滅させてしまう。(KDDI)

## 提供条件の公平性を事前チェックするための制度的担保がないため、競争事業者を排除する懸念がある

◇ NTTは、卸役務の相対契約提供は、料金等の提供条件について事業者間を公平に扱うため法的には問題がない、と主張しているが、そもそも政府出資を受ける特殊会社であり、ボトルネック設備と顧客基盤公社から引き継ぐことでFTTH市場において70%超の圧倒的なシェアを維持しているNTT東西の第一種指定電気通信設備に対しては、接続料の認可義務等の厳格な接続規制が課されている。一方、これを**卸役務として提供する場合には、提供条件が事業者間で公平であるかを事前にチェックするための制度的な担保が存在しておらず**、例えば、バルクレートによって特定の事業者のみが有利な条件で卸を受けられる料金設定になっていないか等といった点をチェックすることができない。このままでは、NTT東西が競争の激しいエリアで特定の事業者に特別料金で光アクセスの卸サービスを提供し、競争事業者を排除することが懸念される。(KDDI)

## グループ一体的な事業運営等があれば、禁止行為規制の潜脱行為である

◇ NTT東西が、NTTドコモやNTTコム等のグループ会社のみに有利な条件で光アクセスの卸サービスを提供し、モバイルやISPサービスとの一体的なサービス提供や販売活動を行わせることによって、NTTグループとしてのスケールメリットやブランド力、販売力により競争事業者を排除することも懸念される。このような、特定の事業者を有利に取り扱う行為等は、ボトルネック設備を保有し、圧倒的な市場シェアを維持しているNTT東西に課されている禁止行為規制を潜脱する行為に他ならない。(KDDI)

◇ NTTは、会見の中でセット割や「サービス卸」の相対での料金設定に言及。これらは、『電気通信事業分野における競争の促進に関する指針』において、明確に**禁止行為とされており、サービス提供にあたっては、法令が厳格に遵守されるべき**。まずは提供条件をサービス開始前に明確化し、脱法的行為ではないことを、総務省や競争事業者等が確認できるようにすることを強く要望。(ソフトバンク)

◇ NTTドコモが本サービスを利用してセット販売を行うことは、**禁止行為規制に該当する実質的なNTTグループ内での排他的な営業連携につながる可能性**があり、NTT東西とNTTドコモ(直接的、間接的な連携も含む)の協調行為への整理も併せて行うべき。(イー・アクセス)

## NTT再編成の趣旨に反しており、NTTの組織形態の在り方の議論に直結する

◇ 「サービス卸」をNTTドコモやNTTコム等のグループ内の事業者に提供し、提供を受けた事業者が一体的なサービス提供や販売活動を行うことについては、NTTドコモの分離やNTT再編成時の趣旨に反してNTTグループが一体化することと同義であり、NTTの組織形態の在り方議論に直結する話であると考える。リテールや卸といった事業構造の見直しを通じて、公社時代から引き継いだNTT東西の顧客基盤をNTTコムやNTTファイナンス、或いは新たに設立する子会社等を通してNTTドコモ等のグループ内の顧客情報に統合することも考えられる。(KDDI)

# (参考)「サービス卸」に対する222者連名の要望書

- 平成26年6月5日、ケーブルテレビ事業者、電力系事業者等計222者の連名により、NTT東西が「サービス卸」を提供することの問題点について、総務大臣あての要望書を提出。
- 公正競争上の制度的措置を講じること、措置が講じられるまで「サービス卸」の提供をしないよう指導すること等を要望。

## 要望書の内容(抜粋)

### 1. “光アクセスの「サービス卸」”の適法性に関する問題

ボトルネック設備である第一種指定電気通信設備を用いたサービスでありながら、卸電気通信役務としてなんら制約なく提供することについて、制度および競争上の問題がないのか慎重に検討する必要があります。光アクセス設備の接続料は認可制であることを踏まえると、例えば、光サービス卸の料金も同様に認可制とする制度見直しが必要と考えられます。加えて、**NTT東西**がグループ外の競争事業者にも透明性や公平性を担保して光サービス卸を提供できるのかなど、公正競争確保の観点から慎重かつ網羅的な検討が必要です。

### 2. NTTの実質的な再統合・一体化の問題

NTTは、2014年5月13日の会見において、光サービス卸を通じて、NTTドコモやNTTコミュニケーションズが光アクセスサービスを提供する可能性や、それを受けた人員の再配置にも言及しています。これは、**光サービス卸を通じた実質的なNTT再統合・一体化の表明**であり、NTTの在り方に係る政策議論を忌避し、禁止行為規制を潜脱してNTTグループの一体化を既成事実化しようとする行為に他ならず、NTTグループがさらにドミナント性を高めて公正な競争を阻害することになるため、大きな問題があります。また、NTTドコモをはじめとするNTTグループの事業者が、NTT東西のフレッツ光サービス利用者の顧客情報を共有し、NTTグループ一体での囲い込み営業が推進される恐れがあり、従来とは異なる新たな懸念が生じるものと危惧されます。

### 3. 設備競争への深刻な影響と大規模プレーヤーによる市場支配の恐れ

#### ●設備競争への重大な悪影響の問題

NTTは光サービス卸について、サービスレベルでの市場開放を推進することで光ファイバの普及を促進する施策であると謳っていますが、実際にはNTTの設備レベルでの独占的集中に拍車をかけ、競争事業者の設備投資インセンティブを著しく損ない、設備競争を消滅させるものであると考えます。さらに、NTT東西がインフラ設備を独占することとなれば、同社は新たな投資を避けて収容率の向上のみを追求するため、新技術を導入する設備投資インセンティブも失われる懸念があります。その結果、我が国における技術進展やサービス革新は停滞することとなります。

このように設備競争が失われれば、NTTインフラ依存の市場構造となり、単に競争活力が失われるだけでなく、災害や設備重大事故といった非常時に社会全体への影響が甚大になるため、我が国のICT基盤が脆弱化するおそれがあります。

#### ●大規模プレーヤーによる“光アクセスの「サービス卸」”を通じた固定通信市場支配の問題

今般、仮にNTT東西による光サービス卸の提供が認められた場合、大きな顧客基盤をもつ携帯電話事業者やその他の大規模プレーヤーが、相応の設備投資リスクを負うことなしに、こぞって光サービス卸を利用する事態を招く可能性があります。これが現実のものとなれば、携帯電話事業者をはじめとする大規模プレーヤーの参入による固定通信市場の市場支配を招きかねず、料金の高止まりやサービスの画一化といったマイナスの連鎖を引き起こすことは明らかです。また、自ら設備を構築することで固定通信市場の競争を繰り広げてきた、ケーブルテレビ事業者等の地域に密着する通信事業者が淘汰されかねず、そうなった場合には長い期間をかけて積み上げられてきたこれまでの競争政策の成果も瞬く間に失われることとなります。